円と一食につき三百六十円との合計額」に改め、同表規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当するものの項及び規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第三号に該当するものの項中「第六十二条の三第四号」の下に「又は第五号」を加え、同表に次のように加える。

規則第六十二条の三第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一日につき零円より一食につき二百六十円との合計額

第二条　後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号。以下「規則」という。）第三十五条各号に該当する者以外の者の項中「一食につき二百六十円」を「一食につき四百六十円（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一食につき三百六十円）」に改め、同表に次のように加える。

規則第三十五条第三号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないもの	一食につき二百六十円

第二号の表規則第四十条第三号に該当する者以外の者であって、同条第一号に該当するものの項、規則第四十条第三号に該当する者以外の者であって、同条第二号に該当する者のうち、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。）第十四条第七項に該当する者以外のものの項及び規則第四十条第三号に該当する者以外の者であって、同条第二号に該当する者のうち、令第十四条第七項に該当するものの項中「第四十条第三号」の下に「又は第四号」を加え、同表規則第四十条第三号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないものの項中「一日につき零円より一食につき二百六十円との合計額」を「一日につき零円より一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零円より一食につき三百六十円との合計額）」に改め、同表規則第四十条第三号に該当する者であって、同条第一号に該当するものの項及び規則第四十条第三号に該当する者であって、同条第二号に該当するものの項中「第四十条第三号」の下に「又は第四号」を加え、同表に次のように加える。

規則第四十条第四号に該当する者であって、同条第一号又は第二号に該当しないもの	一日につき零円より一食につき二百六十円との合計額

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた食事療養に係る食事療養標準負担額又は生活療養に係る生活療養標準負担額については、なお従前の例による。

3　施行日の前日において、一年以上継続して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第一号に規定する精神病床に入院していた者であって、施行日以後引き続き健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所（以下「病院等」という。）に入院（当該者が一の病院等を退院した日において他の病院等に入院する場合を含む。）するものについては、当分の間、この告示による改正前の健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額又は後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の規定を適用する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１１３０号
京都市中京区西ノ京大炊御門町２番地　ラムールウメダ202号，前住所京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地４棟203号室
債務者　志賀　和貞
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月６日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住Ｒ５―302
債務者　片岡　君子
1　決定年月日時　平成28年１月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　健吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前９時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３９８号
北九州市小倉南区南若園町６番21号
債務者　上田美建装こと　上田　忠憲
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６４５号
兵庫県西宮市今津野田町２番22号
債務者　安武　健一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７５号
兵庫県西宮市枝川町１番139―501号，前住所
債務者　池田　大海
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３５６号
兵庫県西宮市上ケ原七番町１番58号
債務者　中島　隆宏
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８２号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目35番７号402，前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目10番４号
エクセル武庫之荘201号
債務者　杉原　清仁
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　康仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
兵庫県西宮市山口町名来２丁目５番７号　グランエクセルⅡ101号
債務者　池松　浩一
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係